

既修得単位の認定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市立函館病院高等看護学院学則(平成18年病院局規程第29号、以下「学則」という。)第15条第2項および学則施行細則(以下「細則」という。)第4条の2に規定する大学卒業者等の既修得単位の認定(以下「単位認定」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

(単位認定の申請条件)

第2条 単位認定の申請条件は、大学等の学習内容が本学院における教育内容(学則別表に定めるもののうち、基礎分野、専門基礎分野に限る。)に相当するものと認められる場合に限り、別表の範囲とする。ただし、単位認定による修業年限の短縮は行わない。

(申請手続き)

第3条 単位認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、下記の書類を入学日の属する月の末日までに学院長に提出しなければならない。

- (1) 既修得単位認定申請書(別記様式第1号)
- (2) 出身大学等の成績証明書または単位取得証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
- (3) 学修した内容が確認できるもの(シラバス、学生便覧等)の写しで、申請時にその原本を提示できる書類、または当該学校等から原本証明を受けた書類

2 申請者は、単位認定を申請した科目の認定結果が通知されるまでは、当該授業科目を履修しなければならない。

(単位認定会議)

第4条 学院長は、適正な単位認定を行うため、単位認定会議を置き、単位認定の可否を協議させる。

2 単位認定会議は、副学院長、教務課長および主査をもって構成し、学院長の命により教務課長が招集する。

3 単位認定会議は、申請に係る科目のうち専門分野に該当すると思われる授業科目について、申請書類および申請者との面接により学習内容の確認をする。

4 単位認定会議は、基礎分野および専門基礎分野について、当該科目を担当する本学院の講師に意見を求めることができる。

5 単位認定会議は、必要に応じて前項の意見を参考にし、履修内容、履修時間及び取得単位数を確認し、認定の可否を協議する。

(単位の認定と通知)

第5条 学院長は、学則第16条の規定にかかわらず、単位認定会議の協議に基づき単位を認定し、既修得単位認定通知書(別記第2号様式)により申請者に速やかに通知する。

2 学院長は、不認定とした科目にはその理由を明示する。

3 申請者は、不認定の決定に不服がある場合には、再審査の申し立てができるものとする。

(修得済み単位の取り扱い)

第6条 単位認定がされた科目については、全ての記録において「既修認定」と表記する。

2 単位認定がされた科目については、履修を免除する。

3 学院長は、単位認定がされた科目であっても、必要に応じ学生に聴講を指示することができる。

4 申請者は、単位認定がされた科目について、聴講を指示された場合以外でも、希望により聴講することができる。

5 単位認定がされた科目を聴講する場合は、試験の対象とならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

2 この要綱の運用上疑義が生じた場合は、運営会議で協議の上、学院長が決定する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

単位修得の学校・養成所	認定の対象範囲
大学（放送大学・短大を含む）及び高等専門学校	専門基礎分野まで
歯科衛生士学校養成所	基礎分野まで
診療放射線技師学校養成所	専門基礎分野まで
臨床検査技師学校養成所	同上
理学療法士学校養成所	同上
作業療法士学校養成所	同上
視能訓練士学校養成所	基礎分野まで
臨床工学技士学校養成所	専門基礎分野まで
義肢装具士学校養成所	同上
救急救命士学校養成所	基礎分野まで
言語聴覚士学校養成所	専門基礎分野まで
社会福祉士・介護福祉士養成所	基礎分野まで
看護師学校養成所（養成所等未卒業者）	専門基礎分野まで
備考 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第2号の規定に該当する者については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り認定の対象範囲とする。	

既修得単位認定申請書

年 月 日

市立函館病院高等看護学院 学院長 様

学年（A・B）組 出席番号

学生氏名

下記の授業科目について、本学の既修得単位として認定いただきたく、必要書類を添えて申請いたします。

入学前の教育施設名称等	
添付する書類	1.成績証明書 2.履修科目の授業内容（シラス・学生便覧）

申 請 科 目		既 修 得 科 目		
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	(時間数)

- 1) 申請単位数については、学生便覧「市立函館病院高等看護学院学則」を参照すること。
- 2) 記載の詳細については、記載例を参照すること。

学院長	副学院長	教務課長	受付

既修得単位認定通知書

学年（A・B）組 出席番号

学生氏名

当学院の授業科目および 単位数		認定の基礎となる既修得授業科目 および単位数等			認定の可否	
授業科目名	単 位 数	授業科目名	単 位 数	単位習得 大学等	認定	不認定 (理由)

市立函館病院高等看護学院学則第15条第2項に基づき、上記のとおり本学において習得したものと単位を認定する。

年 月 日

市立函館病院高等看護学院 学院長